

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月31日

【発行者名】 投資法人みらい

【代表者の役職氏名】 執行役員 菅沼 通夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】 三井物産・イデラパートナーズ株式会社
業務部次長 池田 匠作

【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】 03-6632-5950

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

投資法人みらい（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年8月5日開催の本投資法人役員会において、2019年11月1日を効力発生日として、本投資法人を吸収合併存続法人、さくら総合リート投資法人（以下、「さくら総合リート」といいます。）を吸収合消滅続法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことについて決議し、2019年8月5日付にてさくら総合リートとの間で合併契約を締結したことから、2019年8月7日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項並びに同条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出しました。

本合併の効力発生日の前日において、本合併の効力発生の前提条件が成就していないことから、上記の臨時報告書に記載された効力発生日での合併が実現できないものと判断しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正内容】

(1) 訂正範囲

2019年8月7日付で提出した臨時報告書の全範囲

(2) 訂正の内容

「1 提出理由」に記載のとおり、2019年8月7日付で提出した臨時報告書に記載された効力発生日での合併が実現できないものと判断したため、当該臨時報告書を取り下げるものです。